

## 議 事 日 程 第 5 号

平成30年12月6日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議第86号 （仮称）米沢市上郷防災センター（兼米沢市上郷コミュニティセンター）新設建築工事請負契約の一部変更について

日程第3 議第87号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について

日程第4 議第88号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議第89号 平成30年度米沢市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議第90号 平成30年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議第91号 平成30年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議第92号 平成30年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議第93号 平成30年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）

### 本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

### 出欠議員氏名

出席議員（24名）

|      |   |   |   |    |     |      |      |   |   |    |    |    |
|------|---|---|---|----|-----|------|------|---|---|----|----|----|
| 1 番  | 山 | 村 | 明 | 議員 | 2 番 | 工    | 藤    | 正 | 雄 | 議員 |    |    |
| 3 番  | 堤 |   | 郁 | 雄  | 議員  | 4 番  | 佐    | 藤 | 忠 | 次  | 議員 |    |
| 5 番  | 佐 | 藤 | 弘 | 司  | 議員  | 6 番  | 山    | 田 | 富 | 佐  | 子  | 議員 |
| 7 番  | 高 | 橋 |   | 壽  | 議員  | 8 番  | 高    | 橋 | 英 | 夫  | 議員 |    |
| 9 番  | 齋 | 藤 | 千 | 恵  | 子   | 議員   | 10 番 | 鈴 | 木 | 藤  | 英  | 議員 |
| 11 番 | 皆 | 川 | 真 | 紀  | 子   | 議員   | 12 番 | 成 | 澤 | 和  | 音  | 議員 |
| 13 番 | 鳥 | 海 | 隆 | 太  | 議員  | 14 番 | 相    | 田 | 光 | 照  | 議員 |    |
| 15 番 | 中 | 村 | 圭 | 介  | 議員  | 16 番 | 海    | 老 | 名 |    | 悟  | 議員 |

|     |         |    |     |           |    |
|-----|---------|----|-----|-----------|----|
| 17番 | 島 軒 純 一 | 議員 | 18番 | 小 久 保 広 信 | 議員 |
| 19番 | 太 田 克 典 | 議員 | 20番 | 我 妻 徳 雄   | 議員 |
| 21番 | 木 村 芳 浩 | 議員 | 22番 | 相 田 克 平   | 議員 |
| 23番 | 島 貫 宏 幸 | 議員 | 24番 | 小 島 一     | 議員 |

欠席議員（なし）

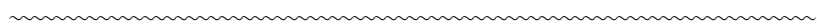
#### 出席要求による出席者職氏名

|                      |         |                  |         |
|----------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長                  | 中 川 勝   | 副 市 長            | 井 戸 將 悟 |
| 総 務 部 長              | 後 藤 利 明 | 企画調整部長           | 我 妻 秀 彰 |
| 市民環境部長               | 堤 啓 一   | 健康福祉部長           | 小 関 浩   |
| 産 業 部 長              | 菅 野 紀 生 | 地方創生参事           | 武 発 一 郎 |
| 建 設 部 長              | 杉 浦 隆 治 | 会 計 管 理 者        | 猪 俣 郁 子 |
| 上下水道部長               | 宍 戸 義 宣 | 病院事業管理者          | 渡 邊 孝 男 |
| 市 立 病 院<br>事 務 局 長   | 渡 辺 勅 孝 | 総 務 課 長          | 安 部 道 夫 |
| 財 政 課 長              | 遠 藤 直 樹 | 総合政策課長           | 安 部 晃 市 |
| 教 育 長                | 大河原 真 樹 | 教育管理部長           | 渡 部 洋 己 |
| 教育指導部長               | 佐 藤 哲   | 選挙管理委員会<br>委 員 長 | 小 林 栄   |
| 選挙管理委員会<br>事 務 局 長   | 村 岡 学   | 代表監査委員           | 森 谷 和 博 |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長   | 宇津江 俊 夫 | 農業委員会会長          | 伊 藤 精 司 |
| 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 宍 戸 徹 朗 |                  |         |

#### 出席した事務局職員職氏名

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 高 野 正 雄 | 事 務 局 次 長 | 三 原 幸 夫 |
| 庶 務 係 長 | 金 子 いく子 | 議事調査係長    | 渡 部 真 也 |

主 查 堤 治 主 事 齋 藤 拓 也



午前 9時59分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第5号により進めます。

.....

## 日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

一つ、「いきいきデイサービス」、「通いの場」などの介護予防事業について外4点、7番高橋壽議員。

〔7番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○7番（高橋 壽議員） 12月の一般質問も最終日となりまして、きょうは比較的高齢者3人が登壇ということになりましたけれども、女性の方がお一人いらっしゃいますので比較的ということで。この高齢者に優しい答弁を期待して質問に入ります。

私の質問は5点です。

第1点目は、介護予防の強化、拡充を求め質問します。

介護保険制度が2000年に始まって18年になりますが、仕組みとサービスは介護保険法の改定のために複雑化し、介護を提供する市町村もサービスを受ける側も理解しづらい状況になっていると感じています。

この間の介護保険法の改定の焦点は、高齢化率の上昇と介護を必要とする高齢者の増加に伴って、介護保険制度が始まった当初の介護が必要な方の必要に応じて介護サービスを利用できるといった趣旨から、簡単に言えば、お金がなければ必要な介護サービスは受けられない、さらには、軽度の要介護では介護サービスは受けられない、

介護保険料は納めていても必要なサービスは受けられないといったことになってきていると感じています。

介護保険制度が、国の社会保障の一つではなく、全くの民間保険会社の保険商品のようになりつつあるのではないのでしょうか。

介護保険制度が始まった当初の要介護度は、軽度のほうにどんどんと流れていって、当時はなかった要支援の介護区分が新たに設けられ、介護保険制度の外の事業として市町村事業、いわゆる新総合事業が始まりました。その新総合事業では、介護報酬単価の引き下げを狙ったボランティアや介護の専門的な資格がなくとも介護ができるといったサービス提供も全国では始まっています。

本来なら、介護保険制度における介護サービスは、そのサービスを利用することによって介護を必要とする高齢者の様態を介護を必要としないように回復、あるいは軽度のまま維持していけるように必要な、十分なサービスを受けられることが、国民が求める介護保険制度であり、そのサービスの真の姿です。

米沢市の介護保険も、介護を必要としている市民を「介護外し」の国の流れに巻き込んでしまっていないかと危惧しているところです。

そこで、介護保険制度の介護サービスを必要としなくても大丈夫といったいわゆる元気な高齢者をふやしていくことが、米沢市の介護事業における一つの大きな課題と考え、介護予防事業の健康な高齢者へ提供している「いきいきデイサービス」、そして、近年は厚労省、そして山形県も力を入れつつある「通いの場」について、米沢市の現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

次の質問は、介護保険の要介護認定者への障害者控除対象者証明書の発行のあり方について、改善を求め、前回の2016年9月議会に引き続き質問いたします。

要介護認定者は、障がい者に準ずるものと市町

村長が判断すれば、ここが大事なところですが、市町村長が判断すれば障害者控除対象者証明書を発行することができます。このことは、所得税法上も、国会での答弁でも認められていることで、米沢市では2001年12月議会で共産党市議団が、新潟県下の自治体が厚労省との交渉も踏まえた上で実施していることを初めて元同僚議員の白根澤議員が紹介し、2002年から米沢市では実施しています。現在では、全国の自治体でもほとんどが認定対象者証明書を要介護認定された高齢者に発行するようになってきています。

毎年のように引き下げられる高齢者の年金給付額、3年ごとに引き上げが連続して続く介護保険料など、暮らしにくくなっている高齢者にとって、この証明書の発行対象者かどうかは、所得税・住民税の減税と、課税世帯から場合によっては非課税世帯になることもありますから、連動して所得階層で区分されている介護保険料が下がる場合もあるという大きな問題です。

全国のほとんどの市町村で実施している控除対象者証明書の発行、米沢市の発行は、市民の立場に立った発行になっているのかどうかという問題です。発行の対象者について、市町村が判断すればとなっています。米沢市はこの「判断する基準」について考え直すべきではないかという問題です。

そこで伺います。米沢市のこの間の要介護認定者への障害者控除対象者証明書の普通障害者と特別障害者証明書、それぞれ発行を申請した方の数と実際発行した実績数、そして、認定する際の「市町村長の判断基準」とは一体米沢市は何をもって判断基準としているのかお伺いをしたいと思います。

その上で、米沢市も山形市などと同じ判断基準で認定すべきだと考えています。市民の立場に立ったやり方に切りかえるべきではないか、なぜ米沢市はそうしないのか、あわせてその理由をお伺いしたいと思います。

3点目の質問は、高過ぎる国保税の軽減を求め、質問します。

まず、米沢市の国保税について「市民の負担感」をどのように見ているのか伺いたいと思います。市民の日々の暮らしの中で、市民はどう感じているのか。当局はどのように認識しておられるのかお伺いしたいと思います。

この間、私は、米沢市の国保税の負担感を当局の資料に基づいて、所得の10%を国保税だけで占める事態を指摘し、軽減するよう求めてきました。軽減策も具体的に提起してきたつもりです。

例えば、多子世帯の均等割については、子供の数がふえればふえるほどストレートに子育て世帯に重くのしかかると指摘し、その軽減を既に全国的に市町村で実施し始めていることも紹介し、軽減するよう求めてまいりました。

しかし、米沢市は、引き下げようとする意思も考えも全く持ち合わせていないという答弁に終始してきました。

国保の加入者の多くは低所得世帯です。会社勤めの方も退職すれば国保に加入せざるを得ない、それが国保制度です。この問題は市民全ての世帯の問題です。国保加入者だけの問題ではありません。国保税は軽減すべきと考えますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

4点目に、教職員、特に教員の過労の解消を求め、質問します。

教員の多忙化、過労の問題は、この間、中学校の部活動の顧問の多忙化の問題、教員の長期病欠と精神疾患との関係などで社会的な問題として特にクローズアップし、国民の大きな関心となってきています。教員の多忙化、過労の問題は、ひいては子供たちのいじめや不登校などの問題との関係からも解消されるべき課題と多くの国民の認識になってきているのではないのでしょうか。

文科省は、2006年に全国の小中学校に教員勤務実態調査を実施し、続いて2016年、おとしにも実施し、その結果を公表しています。教員の1日

当たりの学内勤務時間、持ち帰り時間は含まない学内勤務時間は、2016年の実態調査では、小学校で11時間15分、中学校では11時間32分で、いわゆる所定内労働時間を大きく上回っています。その上に持ち帰り勤務というものが出てきているわけです。しかも、2006年の調査に比べ、小学校は平日で43分、土日で49分、中学校は平日で32分、土日で1時間49分も増加しています。実態が改善されるどころか、ますます多忙化が深刻化し、持ち帰りの時間を含まない学内勤務時間数で60時間以上とこの調査で答えた人は小学校で33.5%、中学校で57.6%に上りました。これは、厚労省が過労死ラインとしている月80時間を超える時間外勤務を行っているということになります。

しかも、この時間外勤務には、いわゆる給特法によって時間外、休日勤務手当は支給されていません。同時に、給特法は、教員に時間外勤務をさせてはならないと規定しています。それにもかかわらず、これまで文科省は、教員の長時間勤務については、教員の自発的なもので、勤務時間の管理は教育委員会と校長などによって適切に行われていると言い続けてきました。しかし、この2016年の勤務実態調査で明らかになったことから、文科省自身が、教職員の長時間労働はもはや看過できない状況にあると述べるを得なくなってきました。

2017年、昨年中教審が学校現場における働き方改革にかかわる中間まとめを文科大臣に提出し、ことしの2018年には各都道府県教育委員会に「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」との表題の通知を出し、各教育委員会にその取り組みを促しています。

一方で、文科省は、変形労働時間制を導入しようともしています。この制度は、長時間労働を解消するどころか助長するもので看過できないと考えています。

そこで、教育委員会に伺います。

まず最初に、米沢市の小中学校現場での教員の多忙化、過労の実態と原因をどう捉え、その対応をどうしようとしているのか。先ほど申し上げましたことし2月の文科省の通知に対する対応とあわせてその認識をお伺いしたいと思います。

さらには、今申し上げました国が導入を検討している変形労働時間制について、どのような認識をお持ちなのかあわせてお伺いをしたいと思います。

教職員の多忙化と過労の問題は、私は、教職員の命と健康が脅かされている、そういった深刻な問題と考えなければなりませんし、子供たち、日本の教育の課題と捉えるべきでありますし、この問題の国民的な議論の中で直ちに解消されなければならないと考えています。米沢市教育委員会も、米沢市の小中学校現場の多忙化、過労問題を市民と共通認識にしながら一緒になって解消の道を探る、そういう必要が今あるのではないのでしょうか。

最後の5点目の質問です。

教育委員会は、10月に入り、国の特例交付金を活用して市内小中学校の全ての普通教室へエアコンを設置することにし、この12月議会に設計業務委託の専決処分を報告、そして承認されました。

計画では、設計業務が終了した後に設置工事に入り、2019年から2020年夏までに設置を終えたいとしています。設置費は、3月議会の2018年度補正予算に計上されることになるでしょうから、2018年度末の春休みには設置工事ができず、2019年、来年の夏休みからの工事となる予定のようです。となりますと、来年の夏休み前には使えず、何とか一部夏休みが終わってからということになるかと思います。

国は、来年の夏までに間に合うようにと特例交付金を臨時国会に提出することを表明し、そして提出して補正予算案が可決されました。そのことを考えましても、来年の夏を迎える前に何とか設

置できないものかと考えます。

その方法としては、設計業務が終了したところから順次設置工事ができるように設置工事を分離、分割発注していく、そのための予算は一部専決処分をする、あるいは1月もしくは2月臨時議会を開催し補正予算案を提案するなど検討する必要があるのではないのでしょうか。

子供たちも市民の多くも、エアコン設置を歓迎すると同時に、来年夏からの使用を期待しています。その期待に応える対応をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、5点について質問し、答弁を求めたいと思います。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 おはようございます。

初めに、「通いの場」などの介護予防事業について、本市の取り組み状況をお答えいたします。

国では、平成26年度から平成28年度までの3年間、地域づくりによる介護予防推進支援事業をモデル事業として実施し、本市も初年度の平成26年度にモデル市町村として参加いたしました。その取り組みをきっかけとして、本市における住民主体の通いの場づくりを推進してまいりました。

具体的内容としましては、週1回以上、体操等の活動を行う住民運営の通いの場を立ち上げ、高知市発祥の「いきいき100歳体操」に取り組むものです。市報や出前講座などで周知を図り、継続して取り組む意向がある団体について、期間を決めて立ち上げ支援を行っております。平成30年11月末日現在で22団体が活動し、100名を超える高齢者が参加しております。

本市としての活動支援といたしましては、体力測定のほか、全団体による交流会を開催し、体操の実践や各団体の活動内容発表を行うなど、通いの場にかかわる高齢者のモチベーションの維持につなげております。

また、希望する団体に対し、リハビリテーショ

ン専門職を派遣し、効果的、効率的な介護予防の指導等も実施しております。そのほかにも市主催の介護予防教室を開催し、多様な介護予防を実施しているところであります。

今後については、市全域に通いの場ができるよう継続して取り組んでまいります。高齢者が容易に通える範囲に住民主体で展開できるよう、住民の積極的な参加と運営による自立的な拡大を目指してまいります。あわせて、今年度は本市オリジナルとなる介護予防体操「米沢はっぴい体操」を作成いたしましたので、いきいき100歳体操とあわせて、より多くの方が介護予防に取り組めるように普及啓発を図ってまいります。

また、通いの場は、単なる体操の場だけでなく、住民からのさまざまな情報収集の機能もありますので、何らかの支援を必要とする高齢者や地域全体の課題を発見し、その地域の問題解決、地域づくりにつなげていきたいと考えております。

続きまして、要介護認定者に係る障害者控除対象者認定書の発行についてお答えいたします。

本市では、介護保険の要介護・要支援認定を受け、基準を満たしている方に対し所得税及び市・県民税の障害者控除を受けられる認定書を本人及び扶養者の申請に基づき発行しております。

過去5年間の発行件数は、それぞれ平成25年度111件、平成26年度122件、平成27年度146件、平成28年度184件、平成29年度163件であります。

また、該当者への周知方法につきましては、本人宛ての要介護・要支援認定の更新手続の通知文に所得税等の障害者控除に係る注釈を明記しており、対象者全員に対し案内をしているところであります。さらに、例年、広報よねぎわの12月1日号に障害者控除に関する内容を記載し、市民の方に周知を図っているところであります。

該当者に対し一斉に認定書を送付することについて本市においてもできないかについてお答えいたします。

認定書として交付するものは、該当者御本人の

心的・身体的状態について市で管理している情報を表記したものにになります。このため、発行に当たっては、本人及び扶養者の求めに応じて発行すべきものと理解をしております。お手数をおかけすることにはなりますが、本人や扶養者の意思に基づいた申請により認定書を発行することが、市民の方にも理解していただきやすい方法と考えております。

以上のことから、一斉に認定書を交付することは現時点では考えておりませんが、制度の周知が重要であることは私どもも認識しております。これからも認定更新時の案内や広報よねざわへの掲載及び市のホームページへの掲載など、対象者の皆さんに情報が届くような周知を徹底してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、3の国保税の市民負担軽減についてにお答えいたします。

本市では、平成20年度以降、医療費がふえ続けたものの、基金を取り崩し財源に充てながら保険税率の引き上げは行わずに財政運営を行ってまいりましたが、高額薬剤の保険適用もあって保険給付費等が急激に増加したことにより、大幅な基金取り崩しを余儀なくされ、次年度以降の予算編成に支障を来しかねない状況となったことから、平成29年度に税率の引き上げを実施しましたが、平成30年度には山形県国民健康保険運営方針に沿って資産割を廃止し、被保険者の負担軽減を行ったところです。

新たな国保制度におきましては、県に対して国保事業費納付金を納付することとなり、国保税は納付金を納付するための重要な財源となりますが、本市の国保税収入は、被保険者数の減少に伴い減少していくものと見込んでおり、今後、納付金が増加していった場合には、国保税率改正の検

討も必要になると考えております。

そこで、納付金の増加が一時的なものである場合への対応や、やむを得ず税率の引き上げをせざるを得なくなった場合には、被保険者の方の税負担の引き上げ幅を極力抑えながら、複数年かけて緩やかに引き上げさせていただくといった激変緩和措置を講じるために、国保財政調整基金を最大限活用していきたいと考えております。

次に、国保税に係る被保険者の負担感についてであります。

被用者保険においては、扶養家族が何人いても保険料に増減はないものの、国保においては、いわゆる扶養家族については人数に応じて課税が発生するため負担感が大きいということは十分に認識しております。ただ、これは、国保制度と国保以外の被用者保険制度との制度的な違いから生じるものであり、負担感を払拭するには、公的医療保険制度の抜本的な改正、あるいは、国保の保険者に財政負担を強いることのない国の財政措置がなければ困難であると認識しております。

なお、国保における税の負担につきましては、本市国保運営協議会において平成29年度の税率改定の際や平成30年度の資産割廃止の検討の際にも御議論いただいております。その中では、国保税を負担する立場からすれば、毎年税率が変わるのは避けるべきであり、また、収入が同じにもかかわらず年によって保険税額が上がったり下がったりするのは好ましくないといった御意見をいただいております。

これは、実際に御負担いただく立場からの率直な御意見として極めて重要であり、尊重してまいりたいと考えております。次年度の保険税額が前年度と比べて激変してしまうことのないよう、保険者として財政見通しを立て、基金を慎重かつ適切に活用しながら堅実に財政運営を行うことが、これらの御意見に応えられる最善の方法であると考えております。



平成30年度は国保制度改革の初年度であり、国保事業費納付金が初めて示されたものです。今後は、この納付金額の推移及びその算定において山形県全体の各市町村国保の医療費の多寡がどのような影響を及ぼすかを精査し、県と協力して本市国保の財政見通しを立てながら、基金の適切な保有額も考慮しつつ、国保税率の見直しについても検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、教職員の過労についてと小中学校へのエアコンの設置についてお答えいたします。

初めに、教職員の長時間労働の現状に対する考えとその対策についてお答えいたします。

教職員の多忙化の状況につきましては、教育委員会としても認識しているところであります。新学習指導要領による英語教育の充実やプログラミング教育の導入、いじめ・不登校への対応、特別な支援を要する子供の増加など、今、学校が抱えている課題は複雑化、困難化しています。業務の適正化と過労の軽減は、非常に重要な課題であると考えておりますので、教育委員会としましては、教職員の長時間労働の現状の把握に努め、業務負担軽減に向けた対策を講じているところであります。

現在、教職員の勤務状況につきましては、各学校における出退勤時刻表の運用により勤務時間の把握と管理を行っております。教育委員会では、各学校から学期ごとに報告を受け、状況を把握しています。また、米沢市立学校職員安全衛生管理取扱要領に基づき、長時間労働を行った職員に対する医師の面接指導の実施を進めるとともに、米沢市立小中学校教職員ストレスチェック制度実施要領に基づき、ストレスチェック受検の勧奨を行っています。

業務の負担軽減に向けた対策としましては、各

自治体で導入が検討され、あるいは、もう導入された市町村もございますが、校務支援システムを今年度全小中学校に導入し、情報の一元管理と業務の軽減、効率化を図っています。また、国や県の事業を活用したスクールカウンセラー、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフなどの配置や市の事業としての教育相談員、適応指導補助員等の配置など、各校への人的支援を進めています。夏季休業においては、お盆期間の3日間を学校閉庁奨励日とし、職員が積極的に休暇をとることができるよう配慮しています。部活動につきましては、子供の健やかな成長が一番の狙いではありますが、スポーツ庁から出されました指針を受け、原則として週2日の休止日の設定や長期休業中の土日の部活動の休止、継続した朝練習や自主練習を行わないなど、市独自に検討し、今年度4月に各校に通知したところであります。

教育委員会といたしましても、今後も業務の適正化と過労の軽減に向け、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

変形労働時間制につきましては、教職員の勤務の特殊性を勘案しての方法であろうと思いますけれども、まず、日常の勤務の中で負担軽減を図っていきたく思っております。

次に、小中学校へのエアコンの設置についてお答えいたします。

本市でもできるだけ早い時期に各小中学校にエアコンを設置してまいりたいと考えており、そのためには早急に設計を行う必要があることから、11月に小中学校の空調設備の設計業務委託に係る整備事業費について専決処分を行ったところであります。

小学校と中学校に分けて設計業務の入札を行い、それぞれ業者が決定しましたので、早急に業者とスケジュールを調整しながら設計に取りかかりたいと考えております。

しかしながら、エアコンを設置する教室は、小中学校合わせて最大297教室であり、多い学校で

は23教室ほどあるほか、学校ごとに躯体や教室の形状等に合わせた最適な機種を検討のほか、今後の適正規模・適正配置を見据えた機種や設置方法の検討など、さまざまな要因を考慮しながら設計を行う必要がありますので、一定の期間が必要になるものと考えております。

このため、実際に設置工事を始めることができるのは、早くても来年の夏休みごろと考えており、全体の設置が完了するのは、さきに議会にもお示ししておりますように、平成32年の夏ごろになるものと考えております。

なお、繰り返しになりますが、本市といたしましても、できるだけ早い時期に工事を完了して使用できるようにしてまいりたいと考えております。工事期間の短縮等に向けてさまざまな工夫をしてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、地元業者への分離、分割発注についてですが、先日の山村明議員の御質問でもお答えいたしました、業者が受注しやすいよう分離、分割等を含めて発注方法を工夫するなどして事業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 時間の関係で質問の順序がいろいろ行ったり来たりするかもしれませんが、まず最後の教育長の答弁の中で、私がお聞きしたのは、米沢市の小中学校の教員の勤務実態はどうなっているのかということをお聞きしましたけれども、数字が出ていけませんので数字をお知らせください。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 先ほど答弁申し上げましたとおり、米沢市内の小中学校の教職員につきましては、出退勤時刻表をもとに勤務時間管理を行っております。今年度から学期ごとというか、4月から7月に勤務時間を超えて業務に従事した

時間が100時間を超えた勤務者数について各学校から報告をいただいております。その中で一番多いところでありまして、5月では小学校が2人、中学校は15名ということで、大変深刻な状況かと思っております。こうした先生方につきましては、校長のほうから面接指導のお勧めをしまして、なるべく面接指導を受けて健康管理に気をつけるように指導しているところであります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 教えていただいたかったのは、2016年の実態調査の中では、学校の勤務時間数というのを明確に出しているわけですね。米沢市の場合は、100時間を超えた方が何人かどうかという対応をされたかということではなくて、まず、米沢市の小中学校の教職員の方々の、学校内での勤務時間というのが何時間になっているのか。場合によっては、持ち帰りの時間はどのくらいというふうに調査を受けた方々がお答えになっているのか。その辺の基本的な数字をお聞きしたかったわけですが。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 それぞれの教員の勤務時間につきましては、各学校で把握しております。教育委員会のほうで先ほどの国でやっているような調査の取りまとめは行っておりません。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 国の実態調査の基本的な最初の資料となるものだと思うんです、各教育委員会で上げてやる数字というのは。だから、教育委員会でまとめていないということではないと思うんですけれども。それはまとめていないのですか。もし、まとめていないとしたら、各市内の小中学校の勤務実態調査という形で、具体的に学校内での出退勤表から時間を出していただいてまとめるという形で、やはり時間をつかむ必要があると、まず思うわけですが、業務を改善するということであれば。それはできていないということでしたでしょうか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 先ほどの調査につきましては、悉皆の調査ではありませんで、幾つかの学校について1週間程度かなり細かい調査をした結果であります。そうした細かい調査につきましては、本市独自ではやっておりませんけれども、その調査についてもかなり先生方については時間を必要とすることでもありますので、個々の勤務時間については各学校の校長が把握して、課題があれば各学校で改善というふうに努めております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 各学校長のところで把握しているという話ですけども、そうではなくて、教育委員会がやはり責任を持つということですから、持たなければならないと思うんですよ、長時間勤務の改善というのは。基本的に、教育委員会側からは答弁ありませんでしたけれども、教員数が絶対的に足りないわけですよ。これは国の仕事です。そこに最大の問題があるわけですよ。

もう一つ、言われているのは、こま数の問題ですよ。小学校は、かつては1日4こまというこま数で計算して教員数が決められていましたけれども、いつの間にか6こまになって、教員数がその上でさらに学習指導要領なり週5日制なりということでこま数がふえて1人の教員の持ち時間が多かったことで長時間勤務を助長してきたわけなので。教員数が絶対足りないのだから教員数をふやすという国の仕事はありながら、やはり長時間勤務の是正のためには、具体的に各教育委員会は、それぞれの教育委員会が責任を持つ、小中学校の勤務実態をきちんと把握するということが私は大事だと思います。教育委員会で把握されていないとしたら、宿題としてお預けします。12月議会でお伺いしますので、市内小中学校の勤務実態を時間数で把握していただけますでしょうか。どうですか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 勤務時間の把握につきまして、出退勤時刻表の集計をすれば各学校でまとめることは可能だと思います。方法について検討したいと思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） やはり各教育委員会で業務の改善とかさまざまやるにしても、そもそも教員数が足りないという実態を改善しなければ、抜本的に改善しなければ現場では相当難しい話だというふうに皆さん、現場の方も教育委員会の方も思っただけだと思います。それだけに、やはり今の教員の皆さん方の勤務実態を、以前にも申し上げましたけれども、国民の皆さん方に明らかにしていくという点で、この2006年、そして今回の2016年の勤務実態調査で明らかにしたという意味は私は大きいと思うんですよ。

やはり米沢市教育委員会としても、市民の皆さん方に米沢市の子供たちをしっかりと育てていただく教職員の皆さんがゆとりある勤務実態にしていくためにも、私は、市民の皆さん方にこの大変さを明らかにしていくということが大事だと思いますので、やはり勤務実態、長時間勤務でへとへとになっている実態は大体皆さんわかっていますけれども、具体的にどれだけ大変かということが明らかになって初めて、何とか私たち市民もやらなければならないということになりますので、そこは教育委員会として数字で明らかにしていただきたいということで次の議会にお聞きしますので、宿題として大変申しわけないですけどもお預けしたいと思います。

○島軒純一議長 高橋議員、先ほど12月議会とおっしゃったような気がするんですが、次の……、正式にお述べください。

高橋議員。

○7番（高橋 壽議員） 済みません。12月ではなくて、次の議会ということでお願いします。

それでいいですか。つかむことができるとおっしゃったので、ぜひ。先ほど時間は教育委員会で

つかむことができると指導部長、おっしゃったので、それは大丈夫ですか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 小中学校合わせて500名の先生方がおります。その方々が毎月出退勤時刻表を出しております。例えば4月から2月までとかはすごく長い期間ですので、集計するのがなかなか容易でないところもありますので、例えば、一番多いと思われる5月と6月とか、月を決めて教育委員会のほうで集めて集計して、そういうような調査であれば、可能だと思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） よろしくお願ひします。

次に、要介護認定者の方への認定証明書の発行についてですけれども、最初の答弁で私は理解できなかったことがありますので、もう1回、重複するかもしれませんが、答弁をお願いしたいのですけれども、一斉送付をしてしまうと本人の方の身体的状況が記載されるので、それが何らかの問題になるので本人もしくは扶養者の申請でないと発行できない、一斉送付はできないとおっしゃいましたけれども、その辺がよくわからないのですけれども、なぜ。もう1回お願いできますか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 一斉送付ということについてですが、繰り返しになるかもしれませんが、認定書として発行するものについては、内容が御本人様の心的な状態、それから身体的な状態について市のほうで保有している、管理している情報になります。そういったものを表記した書類であるということが、まずその認定書の中身です。

そういった内容が書かれているものについては、やはり御本人様、それから扶養されている方の求めに応じて発行すべきものだという考え方を持っているという説明をさせていただきました。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） その身体的状況が書かれているものを本人が申請していただくということで、第三者がその方の申請書を提出するわけではありませんし、申請書によって認定書をもって第三者が申請した方の要介護度などの状況、身体的状況がわかるということではないわけです、一斉送付しても。なぜ一斉送付と今の身体的状況が第三者に明らかになるような話に関連するんですか。ちょっとわかりません、そこは。

それで、山形市と米沢市のそれぞれの申請書をいただきました。そうしますと、それぞれ認定根拠、認定理由が申請書に書かれているわけです。書く欄があるわけです。これは、何か今の答弁に照らしますと、何も米沢市も山形市も、申請書のところに御本人の名前なり台帳の閲覧の同意を求めるという署名欄はありますけれども、その下の当局が書く欄もここに添付されているわけなので、何も山形市と米沢市が今の問題で違うわけではないんですけども、山形市は一斉送付をしている、米沢市は一斉送付をしていないと。その違いは何なのですかと私はお聞きしたいわけですよ、最終的には。そこは何ら問題ないと私は思いますし、もう1回御検討いただきたいと思います。

先ほど発行者の実数を平成25年111件から始まって平成29年163件まで答弁されましたけれども、一般障害者の控除の人数、それから特別障害者の人数というのは答弁にありませんでしたけれども、合わせてそれぞれだという話です。

この制度について、米沢市はいつどういう形で始まったかと若干、第1回目の壇上での質問で御紹介いたしましたけれども、2001年に元同僚議員の白根澤議員が12月議会で取り上げました。そのときは、1970年の厚生省通知で新潟県下の自治体がやっていたわけです。それを紹介して、当時の米沢市当局の健康福祉部長も誰もそのことは知らなかったと。しかし、議会が終わった後に、当時の部長、大変私は熱心だったというふうに思い

ますけれども、県下13市の部長会にそのことをお話しして、米沢市だけでやるのは心細かったんだと私は思います。一緒にやっていただけませんかと言がけしたんですよ。しかし、12月議会ということもあったので、その年は全くできなかった。米沢市はできなかった。翌年、13市で話がまとまらなかったで、1市2町に声をかけて2市2町でまとまって2002年から始まったんですよ。そのとき米沢市の発行枚数というのは、初めての年、3枚でした。3人。翌年、2年目の年は、私の議会報告に書いてありますけれども、1月末で130人だったんですよ。だから、3月末の確定申告の締め切りにはもう少しあったかと思います。これが2003年です。

先ほどの数字を聞きましたら、それから十数年たって大体同じ数字なんです、件数。それで、前回2016年9月議会で私がお聞きしたときには、周知方についてはいろいろやっていてだんだんと周知がされてきている、それでふえてきているという話ですけれども、2003年から大体人数は変わらないと、十何年たって。それで周知徹底に力を入れられたということをおっしゃっているわけですが、これはどうかなと私は思うわけです。

それで、これも次の議会、もし今わかれば答弁いただきたいんですけども、わからないときは次回の議会の質問に送ります、宿題としたいと思いますけれども、米沢市の要介護認定者というのは、要支援1から始まって要支援2、要介護1から要介護5までそれぞれ人数がいるわけです。それで、要介護1の第1号被保険者――65歳以上の高齢者です――1,036人。これは昨年度の実績です。要介護2は859人。山形市は要介護1から要介護2までの方々全てにこれを発行しているわけですよ。そして、米沢市、要介護3は563人、要介護4が653人、要介護5が527人。この方々には、山形市は特別障害者控除証明書を全ての方に発行しているわけです。

つまり、山形方式でやれば、米沢市は障害者控除認定書は1,895人の方に発行できる。それから、特別障害者控除証明書は1,743人に発行できる、この違いなんですよ。全く発行数が違う。この発行をいただく、いただかないで、もしも、税申告ですから、非課税の方は証明書を添付しても課税にならない、同じかもしれません。しかし、これを使って、今まで課税対象者だったけれども非課税になるという方もたくさんおられるわけですよ。そして、還付金も来る。それから、税法上は5年にさかのぼって還付できるわけですよ。そうすると、ことし初めてこの制度を知ったという方、実は、去年もおととしも要介護3から4だったということで、特別障害者控除を山形でやれば受けられる方がいたとしたら、3年、4年さかのぼって税の還付が受けられるわけですよ。

例えば、これは共産党の「しんぶん赤旗」の日曜版でたびたび紹介になっているわけですが、つい最近でも紹介されていますけれども、北海道の苫小牧市の94歳の方がこれを使ってやったと。苫小牧市では、要支援1から障害者認定証明書を出していると。この方は5年間さかのぼって認定書で税還付できたので、合計68万円戻ってきたということです。所得税の控除額で、一般の障害者控除であれば27万円、特別障害者では40万円という控除額が出てきますし、扶養家族の場合は75万円の控除額が出てくるわけですよ。住民税もそれぞれ一般の障害者26万円、特別障害者30万円、扶養親族であれば53万円と額が大きいわけです。

だから、先ほど部長は、一斉送付でなくて本人の申請があつて初めて発行しますということで、それぞれ百数十人程度の発行にとどまっている、それが市民にとって一番いい方法だとおっしゃいますけれども、それは市民の方々にとっては非常に、山形市など県内の状況を見れば、不利益をこうむっていると私は思います。

そして、先ほども申しましたけれども、2001年

に提案して2002年から始まって、当時は先ほど申しましたように米沢市が声かけをした、県内の自治体に。そして2市2町から始まって、今では全県下ほとんどの自治体でやっているわけですよ。そして、十何年たった今、ほかの自治体はどうなっているのかという話です。山形市を含め、鶴岡市、遊佐町、その他、後からスタートした自治体は、ほとんど大体要介護1から3までは障害者控除認定書発行、4から5は特別障害者控除を一斉に送付してやっているわけですよ。それを使って税申告のときに控除を受けているわけです、皆さん方。米沢市は、わずか4%足らず。十何年たつて、依然として変わらない人数にとどまっているわけですよ。ここをどういうふうにお考えになるかというところだと私は思います。

これは、税法上認められている話、国会答弁でも認められた話であつて、担当課と話をする中では、会計監査の問題があるとか何かとおっしゃいますけれども、会計監査で指摘されたなんて全国で1例もありません、この問題については。県内でも1例もありません、十何年間。それで、会計監査があつた場合に心配だなんていう話は、これはやらないための理由。市民の立場に立った法律の運用をやっていただきたいと思うわけです。私は、それが自治体の職員、公務員の皆さん方がやるべき、そういう心構えではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 所管外になりますが、税の申告については、やはり障害者控除を受けるべき、受けることができる人がそれを受けるということについては、それが一番望ましい形だと思います。それが全ての方がそうであることが一番適正だと思ひているところでありますが、このたびの認定書の発行につきましては、もちろん、先ほどおっしゃつたように非課税の方もいらっしゃるわけですし、障害者手帳を既に持っている方もいらっしゃるわけで、多くの数の中でそういった

方々が多くいらっしゃることも間違ひないことだと思います。そういったことから、数字についてはなかなか少ないといった御指摘ではございますが、まずは適正に申告をいただけるように、情報についてできるだけ丁寧に皆様に機会を持つてお知らせすることが大事だと考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) 丁寧に、適切にお願いしたいわけですが、逆に。

それで、米沢市が何か特別なことを市民、高齢者の方にして無理やり発行しようと申し上げているわけではないんです。逆に、米沢市が普通にやってほしいんですよ、ほかの市町村と同じように。特別にやって、いわゆる市民の皆さん方が税還付を受けるといふ納税者の権利を、ある意味侵害していると言わざるを得ないような実態が今出ているのではないかと思うんですよ。

高齢者の税還付というのは、ある意味高齢者の生活維持費をきちんと保障するという意味合いが大きいわけですよ、今。そういった意味からも、控除が受けられないでいる方々が圧倒的な状況、そして、県内のほとんどの自治体が、そういう事態を解消して高齢者の皆さん方の立場に立つて発行していると。

前回の質問のときには、一斉に発送するにはシステムの変更などでお金がかかるというお話がありました。だとすると、いまだにそういうことがネックになっているとしたら、どれだけシステム改修にお金がかかるのか。次の議会のときにお聞きしたいと思います。

そして、先ほど宿題と言ひつて申し上げませんでしたけれども、要介護1・2・3・4・5、それぞれの要介護度の中で障害者控除、それから特別控除の発行、それぞれ何人ずつになっているのか。次回のときにお示しいたきたいと思ひます。山形市と比べてみたいと思ひます。いかに米沢市がこの問題でおくれているか、おくれているという

か、市民の声に背を向けているかということが、ますますはっきりしてくるわけで、何とかこの一斉送付をお願いしたいと。

せめて、周知徹底の仕方をもう少しお考えいただかないと、ほかでは大体3割から4割の方が認定書を用いて税還付されていると。わずか米沢市は4%と。ここを考えてほしいと思います。

例えば、先ほど認定がえのときに内容を示したものをいれ込んで発送するとありましたけれども、例えば、申告書を発送するときにその中に入れてやるとか、あるいは、税申告の相談の場で御家族の中にそういう方はいらっしゃるかと。控除が受けられますから認定書を発行してもらったらどうですかという声がけとか、私は、さまざまなことをやれると思うんですよ。そういうことも含めてもう一度検討していただきたいと思います。

以上です。

○島軒純一議長 以上で7番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市の都市計画について外2点、2番工藤正雄議員。

〔2番工藤正雄議員登壇〕（拍手）

○2番（工藤正雄議員） 櫻田門の工藤正雄です。

私の一般質問に時間の都合をつけて傍聴に来ていただきました。大変ありがとうございます。感謝を申し上げます。

昨日は、同じ櫻田門会派の佐藤忠次議員が勇退の表明をされました。しかし、まだ任期、職責を

全うするには4月までありますので、頑張りたいと思います。

きょうの一般質問のトップに、きょうの質問は高齢者の質問みたいなことが言われましたが、高齢者の持ち味を出しながら、私はこれからも一生懸命頑張っていきたいと思っております。

平成29年9月の一般質問から今回で連続6回目の質問になります。私は、1回の質問で3点か4点の大項目を取り上げています。今回の一般質問者は18名おられ、さまざまな課題、提案を行政当局に質問されています。それだけ私たちの周りには米沢市政のテーブルに上げて議論をするものが多くあると改めて感じました。枕として味気ない気もしますが、それでは質問を始めます。

今回質問の大項目3つは、全て地区内で関心を持たれていることです。私は、地区住民の地域力を使った地域づくりこそ本市の発展につながると 생각합니다。その地域活動と行政側の役割について質問します。

最初の質問に入ります。

本市の都市計画について、（1）都市計画で考えている本市の方向性は、です。

現在の米沢市都市計画マスタープランは、平成12年に策定されましたが、その後10年で、経済情勢、人口減少、少子高齢化の急激な変化に伴い、計画期間の中間年次を迎えたときに都市計画マスタープランの見直しが行われています。

平成26年3月に策定された米沢市都市計画マスタープランに、策定目的は、「土地利用」「道路・公園等の都市施設」「市街地開発事業」の整備方針や地域毎の将来あるべき姿等を明らかにし、今後都市計画の基本的な方針とするものである」と書かれ、最後の第5章には、次回策定に向けた課題を上げ、取り組む内容が載っています。

現在、米沢市都市計画マスタープランの見直しは、目標年次の平成32年度に向けどのような方向性で進行しているのか、現況を当局にお聞きします。

次に、同じ項目の（２）本市中心部以南のインフラ整備による発展を図ってはどうかです。平成21年から同じ要旨で一般質問を始め今回で４回目です。

本市中心部以南に、都市計画道路は、重要幹線道路及び以南に延びる４本があります。しかし、以南地域の道路整備状況は、ほとんど変化なく進んでいません。観光振興や地域開発のインフラ整備は、道路状況によって大きく左右されます。東北中央自動車道の開通により、本市も産業振興や観光振興等のチャンスに期待を寄せることができるようになりました。道路整備によりインフラが整備され、地域の発展につながると思います。以南に南進する都市計画道路の近隣を見ると、医療、福祉、文教、歴史等、既存の施設が多く点在しています。これからも自然環境を生かした土地柄の発展を望めると思いますが、当局はどのように考えておられるかお聞きします。

次に、（３）松川土地区画整理事業で整備した道路の延伸を都市計画決定できないかです。

平成20年６月に一般質問で、松川小学校周辺の松川地区と周辺地区をつなぐアクセス道路整備ができないか初めて質問しました。松川小学校正門に隣接している幅員16メートル道路の南端が行きどまりになっています。そこから下原地区の旧南部農免道路（市道万世南原線）まで490メートルを延伸、整備し利便性を図ってはどうかという提案です。去年の９月の一般質問でも取り上げました。この質問も今回で４回目です。当局からは、毎回同様の答弁をいただいております。

先ほど（２）でも述べた都市計画道路通町花沢線の道路整備は、松川土地区画整理事業により整備された区間だけで、ほかは未整備になっています。

松川土地区画整理事業組合は、設立以来13年余りを費やし、昭和61年に事業の完成を見ました。当時の市長は、事業関係者に本市の発展を支える重要な基軸である都市計画道路の整備を初め本

市の骨格づくりに精力的に進めていただいたと感謝の意をあらわしています。その評価どおり、松川土地区画整理事業区域は、今まで都市計画道路整備の基軸となり本市発展に貢献してきたと思います。

松川土地区画整理事業で整備した道路が、事業区域を境に不自然な状況で行きどまりになっています。周辺地区の利便性向上と発展のため、都市計画道路通町花沢線の延伸計画を決定し、現在進められている都市計画の見直しに登載すべきと思いますが、当局の考えをお聞きします。

次の質問、市民の防災意識についてに移ります。

（１）市民への防災意識の啓蒙はどのように取り組んでいるのかです。

本市は、災害対策基本法にのっとり米沢市地域防災計画を策定しています。計画の目的は、「市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護すること」とあります。公助・自助・共助の連携や災害時の被害を最小限にする減災を基本として理念を掲げた防災ビジョンにより防災都市米沢の実現を目指すとしています。市民への防災意識の啓発内容も啓発事項による備えや行動が細かく記載され、さまざまな防災意識の啓発方法が説明されていますが、具体的に市民への防災意識の啓発はどのように取り組んでいるのか、当局にお聞きします。

次に、（２）過去の教訓を生かし防災の碑を建立してはどうかです。

防災計画には、340年前の地震や378年前の1,000戸以上延焼した米沢大火、同じく378年前の大雨洪水による松川堤防の破壊等、近年の雪害被害では、平成17年１月13日に最深積雪123センチとなり死者３名の被害が出たことなど、過去の災害記録が掲載されています。過去における記録から、大雨の洪水で河川の氾濫が最も多くの死者を出している災害です。近年の河川は、計画に従って改修、整備が行われ、当面過去におけるような大水害はないものと予想されています。防災計画の



風水害に昭和42年8月28日、29日にわたり山形県中南部を襲った羽越水害集中豪雨の被害状況が載っています。

掲載内容を転用すると、羽越水害は、西置賜の小国町を中心として驚異的な集中豪雨となり、本市では238ミリという雨量に達し、山形地方気象台及び東北地建山形工事事務所は、最上川洪水注意報第1号の共同発表を行い、関係機関に厳重な警戒を行うよう呼びかけた。最上川及び鬼面川は、この異常な水量で沿川の堤防は破堤の危機に陥ったが、消防団員や民間協力者の懸命の努力によりこの難を免れた。しかし、この陰には死者4名の犠牲を出したと、米沢市発行の記録冊子「集中豪雨の被害状況」に載っています。

この消防団員4名の殉職者を出した地区で、昨年、現地において50年忌の慰霊祭をとり行っています。地元では、この教訓を風化させずに防災の碑を建立しようとまで機運が盛り上がっています。地域住民だけでなく、本市も一緒になって市民へ防災意識啓蒙に役立つよう支援すべきと思いますが、当局はどう考えられるかお聞きします。

次に最後の質問、大項目、用水路（流志田堰）についてお尋ねします。

（1）先人の作った石積みの水路を後世に残せないかです。

流志田堰は、昭和8年に着工され昭和10年の工事完成まで、通町町民の資金の調達や労力奉仕の愛町精神により実現しました。当時の町内戸数200としては、工事費、労力奉仕にしても大変な事業と思われます。完成当初の水道のない時代には、日常の用水として米をとぎ、釜、鍋を磨き、野菜洗いに利用され、また、非常用防火用水として恩恵を受けていました。現在も、通町から下流は花沢地区まで防火用水として、また、冬は流雪溝として多目的に利用しています。流志田堰の水源は、百数十メートルあると見られる暗渠の石積みからの湧水です。そこから流れ出た水は、水路幅1.5メートル、深さ1.1メートルの石積みされた

水路を430メートル流れていきます。

八十数年前に築造し、現在も用水路として利用され、土木文化遺産としてもおかしくない価値のある流志田堰を後世に残していけないか、当局の考えをお聞きします。

次に、（2）市民の憩いの場所として、周辺の環境整備はできないかです。

以前、流志田堰の周辺は、平坦地の畑地だったと思われます。現在はカヤや雑木に覆われ荒地となっています。昨年、地域でまちづくり委員会を立ち上げ、流志田堰に隣接する耕作放棄地を開拓し畑に戻し、地区内にある大学の学生と野菜づくりや意見交換の交流を行っています。行政当局に流志田堰沿いの一部を水路管理道路として整備していただき、通行も楽になりました。ほかにも、水生動植物の生息などいろいろ利用法が考えられます。

この流志田堰を市民の方に知っていただき、周回散策のできる憩いの場として周辺の環境整備に取り組んでいただきたいと思います。当局の考えをお聞きします。

最後に、（3）現在も利用している用水路のしゅんせつに取り組めないかです。

流志田堰は、完成から八十数年たちましたが、石積みの水路はほとんど崩れずしっかりしています。しかし、暗渠からの湧水が以前より低下しています。延長百数十メートルあると思われる暗渠内部の砂利、砂の堆積が原因と思われます。湧水が以前の水量となるよう、暗渠内部のしゅんせつに取り組めないか、当局の考えをお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、1の本市の都市計画についてと3の用水路（流志田堰）についてお答えいたします。

初めに、1の（1）都市計画で考える本市の方向性は、についてであります。都市計画に関す

る基本的な方針としましては、いわゆる都市計画マスタープランを策定することが都市計画法によって義務づけられており、この中で都市計画の方向性を定めることとなっております。

現行の米沢市都市計画マスタープランにつきましては、平成32年の計画期間の終了を迎えるに当たり、現在、見直し作業を行っていることから、具体的な内容を明示できる段階ではございませんが、現行の都市計画マスタープランや上位計画となります米沢市まちづくり総合計画及び山形県が策定する東南置賜圏域都市計画区域マスタープランにおきましては、コンパクトなまちづくりを基本的方向として掲げております。

また、都市計画マスタープランと同時に策定を進めております立地適正化計画につきましても、居住や都市機能の集約・誘導を基本とした計画となることを踏まえ、都市計画で考える本市の方向につきましては、都市機能を集積させるとともに、周辺地域との相互連携を図ったコンパクトなまちづくりの考え方を基本として検討を進めているところであります。

次に、（２）の本市中心部以南のインフラ整備による発展を図ってはどうかとの御質問についてお答えいたします。

インフラ整備の観点から、特に都市計画道路につきましましては、経済活動の持続的な発展や地域活性化のための重要な都市施設であるものと捉えているところですが、本市の現状としては、全市的に未整備の都市計画道路がまだ多く存在しており、御質問の本市中心部以南におきましても同様の状況であると認識しているところであります。

その中でも、都市計画道路万世橋成島線及び都市計画道路石垣町塩井線の２つの路線につきましては、市街地交通ネットワーク化を推進するための重要な整備予定路線であり、地元でも期成同盟会が設置されるなど、整備を強く求められている路線であります。

これら２つの路線を推進していくに当たっては、両道路による市街地環状線を形成する構造上、その整備計画の歩調を合わせていく必要があると捉えているところであります。特に、事業推進の前提となります万世橋成島線につきましては、本市の重要事業として、引き続き事業主体となります県に対し強く要望していく一方で、県当局との協議を継続して深めつつ、地域との連携も図りながら早期に着工できるよう環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、（３）の松川土地区画整理事業で整備した道路の延伸を都市計画決定できないかについてお答えいたします。

御質問の道路に関する都市計画決定について、一般的な考えをまず申し上げますと、道路施設として都市計画決定するに当たっては、土地利用との整合性やほかの交通施設との一体性などを勘案しながら、需要の見通しについて検討を行い、長期的な視点から必要と判断した場合に、現行の都市計画運用指針に基づき一定期間内に実施することを前提に決定するものとなっております。

議員から重ねて御提案いただいております、松川小学校東側を南北に走る都市計画道路通町花沢線の行きどまりとなっている南端の起点部から、南進方向に位置します市道万世南原線までを延伸整備すれば、松川地区と下原地区の連絡距離が短縮されるため、利便性の向上につながると思われませんが、市道整備事業の置かれている現況は、国や県の関連事業のほか、市内各地から生活道路への改良要望も多数いただいている中、橋梁や道路施設の老朽化やメンテナンスの対策に多くの力を注いでいかなければならない状況となっており、厳しい道路予算をやりくりしていくには、現有道路の長寿命化や有効利用していくことが大変大事になってきておりますので、県道板谷米沢停車場線が並走する当区間に道路新設することについては、厳しい状況であります。

以上のことを踏まえ、本市の都市計画道

路の未整備路線がいまだ数多く残っている中、今後はコンパクトなまちづくりに資するような土地利用がなければ新たな路線決定は難しいことや市道整備の実施が前提となっていない当区間を新たに都市計画決定することは困難でありますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3の用水路（流志田堰）についてお答えいたします。

最初に、（1）の先人の作った石積みの水路を後世に残せないかについて、堰の由来などを御紹介し、お答えいたします。

文献によりますと、昭和8年秋に流志田堰の工事に着手、昭和10年春に竣工しており、この工事に要した総工事費は1万三千余円、町内労力奉仕が三千余人とのことであります。当時、通町は山上通町と山上裏町と呼ばれており、この両地区には井戸水以外に流れる用水に恵まれず、夏の時期には水の流れが枯れてなくなるなど不便を強いられていたため、豊富な用水を確保することを目的に流志田堰の開発に着手したと伝えられております。

そのような由来の堰を、現在、流志田堰組合が主体となって水路周辺の草刈りや川掃除などの維持管理を実施していただいております。また、米沢市としても、議員お述べのとおり、貴重な先人の汗で築き上げられた財産でありますので、流志田堰を現行水路のまま後世に残せるよう、石積みが壊れれば復旧するなどの修繕を行いながら施設管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、（2）の市民の憩いの場所として、周辺的环境整備はできないかであります。議員御提案の流志田堰周辺を歩いて周回できるような道路の整備につきましては、お話しされましたとおり、水路西側に管理用道路があるものの、周回するためには、水路東側に新たな道路を整備する必要があります。この整備に関しましては、整備費用のほかに、米沢市が所有する水路敷地内での整

備が可能なのか、新たな用地を取得する必要があるのかなどの用地測量や測量の費用も検討していかねばならないことに加え、整備主体は市が望ましいものかなど、まずもってさまざま研究させていただければと存じます。

最後に、（3）の現在も活用している用水路のしゅんせつに取り組めないかについてお答えいたします。

御承知のとおり、流志田堰の水源は自噴した地下水であり、そこを水源地として通町へと流れ込んでおります。

議員御指摘では、近年、流志田堰の水量が減少している要因として、暗渠部に土砂などが堆積し河床の高さが上がっているためではないかとのことでありますが、暗渠部は、水源地を起点に下流へ約150メートルの区間で石積みの構造をしており、調べてみる限り、これまで米沢市がしゅんせつを行った記録はないところであります。暗渠部のしゅんせつ作業を実施するとなると、石積み構造の内部に作業員が進入する必要があることから、構造物の老朽化が進んでいる現状を踏まえれば、安全面などからも暗渠内のしゅんせつ作業は困難であるのではないかと考えているところではあります。暗渠内の土砂堆積のほかに、石積みの崩落により水系本川の流れを阻害している可能性も考えられますことから、まずは、水源地の暗渠点検口を利用して自噴する地下水の量を確認するなど、早急に現地調査を実施したいと思っております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、2の市民の防災意識についてにお答えいたします。

初めに、市民への防災意識の啓蒙はどのように取り組んでいるのかについてですが、防災において、自分の身は自分で守る自助、地域や身近にいる人同士で互いに助け合う共助、公的機関の公助

とそれぞれ役割分担があります。この防災3助の割合は、一般的に自助7、共助2、公助1の割合であると言われており、みずからがみずからを守る自主防災の取り組みが重要です。

このような自助・共助の取り組みを進め、災害時における被害を最小化する減災のためには、市民の防災意識の向上がとても大事なことで認識しております。例えば、地震における被害を最小限にするためには、自宅の地震対策や飲料水、非常食の備蓄など、災害が発生する前に備えをしておくことが大切です。

これまで広報よねざわや市ホームページへ防災関係の記事を掲載してきているところですが、あわせて、市民の皆様に直接説明する鷹山大学の防災の基礎知識講座の開催や各自主防災組織、町内会、各種団体・企業などに出向いて講座を行うまちづくり出前講座により、防災意識向上に向けての普及啓発活動に努めてきたところです。

このような啓発活動の結果、市内の自主防災組織の組織率についても一定程度向上してきているところではありますが、まだまだ各家庭までは十分に浸透していないことは認識しているところです。

本市では、昭和42年の羽越水害以降、幸いなことに大規模な風水害や東日本大震災による被害も受けたことがないことから、市民の防災意識については、必ずしも高いと言えない状況です。

今後も、市民への防災意識の向上のため、自主防災組織のリーダーによる防災意識の普及啓発活動とともに、各町内会、コミュニティセンター事業の子供向けの講座など幅広い年代に防災を考えてもらうなど、さまざまな機会を捉え地道に粘り強く、これまで同様、市民の防災意識向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、過去の教訓を生かし防災の碑を建立してはどうかについてであります。昨年は羽越水害から50年の節目の年でありましたが、地元の消防団員が犠牲となった芳泉町では、町内会が主催と

なり、羽越水害殉難50年忌慰霊祭がとり行われました。今年度に入り、松川地区の6町内会による松川地区防災連絡協議会が中心となり、犠牲となった消防団員の慰霊、甚大な被害をもたらした羽越水害を風化させることのないよう、防災活動のシンボルとして石碑を建立したいということで、その支援の要望が市長に提出されたところです。

本市といたしましても、4名のとうとい人命が奪われ、市内に甚大な被害をもたらした羽越水害の教訓等を忘れないよう、市民の方々に伝え続けなければならないという思いから、趣旨・目的に賛同するところです。

このたび支援の要望をいただきました石碑につきましては、羽越水害の教訓を後世に残すだけにとどまらず、仮称「米沢市防災の碑」として、本市の防災活動や市民の防災意識向上の普及啓発活動のシンボルとしていければと考えております。松川地区防災連絡協議会では、来年度建立に向けて準備を進められているところですので、本市においても支援について検討しているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番(工藤正雄議員) ありがとうございます。

2回目の質問は、順序を変えて質問したいと思います。

ただいま市民環境部長のほうから説明がありました防災意識の市民への普及ということで、市民への普及のバロメーター、なかなか進んでいないという答弁があったわけですが、やはり自主防災組織の設置、その普及率が啓蒙意識とか市民の防災意識を反映しているのではないかと思います。さまざま普及に活動されているわけですが、公助・自助・共助、その辺の意識をはっきりさせて、それを本当に、自分の危機は自分で守るということを強力に意識づけるような方法でやったほうがいいのではないかと。余り細々といろいろなことを説明するのではなく、本当に大災害の場合は

命にかかわることなんだという意識づけを市民の方に知っていただくことが必要ではないかと思えます。

そういう中で、過去の教訓を生かし防災の碑を設置してはということで、地元からも要望書があり、そして市としても、行政側も一緒になってこの機会にやっていきたいという前向きな答えをいただいたわけです。部長からの言葉もいただきました。市長からも何かこの防災の碑建立について考えがあったらお聞きしたいと思えます。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 防災の碑につきましては、ただいま市民環境部長が申し上げたとおりであります。

ちょうど羽越水害から昨年で50年。私もこの慰霊祭に出席をさせていただきまして、地域の皆様が本当に50年前のことをしっかりと受けとめながらこれからの防災につなげていきたいという、そういう思いを感じてまいりました。

お話にもありますように、50年前と今、防災意識を持っていく上で何が一番違うのか。今、自助・共助・公助の話もありましたけれども、今はやはり高齢化社会がどんどん進んでおりまして、自分の力だけでは到底、なかなかやはり災害から脱出するといいますか、避難するとかそういったものがもう非常に厳しい状況になっていると。いかに共助、この部分が、公助もそうありますけれども、大事かというところは、やはりこれから我々行政としてしっかり取り組んでいかなければならない。そういった上で、やはり米沢は、残念なことに自主防災組織の取り組み、比率も少ないほうでありますので、そこは御指摘いただいたようにしっかりと取り組んでいくべきであらうと思っております。

そういったことを考えるにおいて、やはり米沢は羽越水害から50年、さほど大きな災害もなかったところでもあります。雪を除けばそんなに災害のないところだねということは、よく市民の間でも話は聞かれますけれども、その分、防災意識がや

っぱり高まっていないところの原因はそこにあるのかと思っております。

ことしもそうでありました。日本各地で風水害、また地震なんかも起きて各地区で大変な被害状況が出ておりますので、この米沢もまたいつどのようになっていくかわからないということは言えると思っておりますので、少しでも市民の皆さんの防災意識を高めていく視点から、こういった50年前の羽越水害を教訓として、市民みんなで防災意識を高めていこうという意味合いでの「米沢市防災の碑」ということについては、ぜひ私も実現をしていきたいと、このように考えているところであります。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） どうもありがとうございます。やはり精神面の意識というか、直接、避難通路、避難場所とか、どういうふうに対策しようかということだけでなく、そういうふうには防災の碑をつくって精神的に意識づけを高めていくということも大切だと思いますので、それについて市長の考えをいただきました。大変ありがとうございます。

次に、3で取り上げております用水路、流志田堰のことです。流志田堰は、部長のおっしゃったとおり、八十数年前に町民の方で苦勞して建設されました。最終的に昭和10年に完成したわけですが、そのときは、もう工事費は底をついて竣工式もできなかったということが残っております。その流志田堰ができたことによって、かなりの恩恵を今受けているわけですが、3番で言うておりますが、水量が大変少なくなっているということで、調査をしていただくということで水量の、本当に水位が下がっているのか、それとも、しゅんせつとか土砂撤去によって水量がまた回復するのかという、まだわからない部分があります。そして、水量の多い、少ないに関係なく通町、あと花沢まで水が流れていくわけですが、実際に用水として使われているので、この調査とい

うか、これは確実にやっていただきたいと思います。また、百数十メートルある暗渠も、石積みで中に潜って調査するというのが大変だということですが、点検口からの調査ということもありますが、実際暗渠の上の部分を開放して調べる方法というふうなこともあると思いますが、その辺、しゅんせつだけでなく全体的な調査をやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 答弁でも申し上げましたけれども、暗渠区間のほうに複数箇所点検口があります。そういったところを利用して目視をしながらどういった状況か探ってまいりたいと思っております。

また、水の状況ですけれども、今回の夏場の雨の少なさとか、あるいは河川の関係、それからシーズンを通してどうなっているのかとか、その辺の相関性もあわせて観察していきたいと思っております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 流雪溝としても、これから雪が降るわけで、それを利用して大分御利益というか、受けている方がかなりあると思います。そういう用水路ですので、ぜひ確実な調査、あと水量が確保できるようにお願いしたいと思います。

あと、その流志田堰周辺を整備して米沢市民の方に知っていただき周回できるようなことをして、また、水は、本当に清水でありますので、大変きれいで水温も一定しております。夏も足をつければ大変涼しいというか、涼を求めることができます。そんな流志田堰でホタルとか水草のバイカモ、キンギョソウなど、あと魚なども放流して、市民がそこに来られて憩いの場として心癒やされるような場所づくりを目的にやっていただきたいと思っております。いろいろ事情があつてなかなか踏み込めないというお話も聞きましたが、そのあたりもなお、市民が積極的に利用できる憩

いの場として環境整備をお願いしたいと思いますが、再度考えをお聞きいたします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 流志田堰のほう、地域としていろいろ活動に御利用いただいているというようなところは、存じ上げているところがございます。そういったところで、現在の管理用道路に敷砂利とかあるいは危険箇所、柵などを設けたりした経緯もございます。そして、周回道路となりますと、やはり用地の問題といったこともありますので、改めてさまざま研究させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） それもやはり、環境整備ができれば、なお一層、流志田堰の石積みの土木遺産的な米沢市の財産になるようなことがはっきりとわかっていただけると思いますので、その辺も早いうちに調べていただきたいと思います。

次に、一番先に質問いたしました都市計画道路が松川小学校東側の道路の南端で行きどまりになっていると。何かすごく不自然な形になっております。ちゃんと土地区画整理された道路で、やはり事業をされた方も、将来ここから南に……、下原地区だけでなく下原地区の先には山上地区、南原地区も続くわけであります。整備された元農免道路から行けばその地区に参ります。そうすれば、やはりその地域、地域で観光資源というか、いろいろポテンシャルがあると思います。

都市計画マスタープランが平成12年、その10年後にいろんな社会情勢で見直しがされたということで、そこでも多分計画の規模縮小とかコンパクトシティーについて見直しが図られたのではないかと思います。あと先ほど部長がおっしゃってました。現有道路を活用してやっていきたい、いろんな事情からやっていきたいとおっしゃいますが、やはりプランはプランでしっかりと計画として取り上げていたほうがいいのではないかと思います。現有の道路で間に合うから当分の

間これで行こうということではなく、やはりマスタープランの計画をしっかりとのせて、計画の中に夢ものせて、こういうふうになっていくんだというふうな感じで。現有道路だけにこだわらず。やはり計画ですから、夢のある計画、そういうことでぜひその先、通町花沢線の先を延ばしていただきたい。その先には、先ほども言いましたが山上地区、南原地区があるということですから、そういうことも考えて計画にぜひ。そして、今回がすごくいい機会ですので。私は本当に、平成20年からずっとこのことを言っております。もう10年たっていますから、もう計画など見直しのときですから、ぜひ延伸を計画としてのせていただきたいと思います。どうでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 お話があったとおり、議員からは幾度となく御提案いただいているところでございますが、現在の社会状況、それから道路事情等を勘案させていただきますと、新たに都市計画道路を、具体的な土地利用がなかなか見えない中、都市計画決定していくというところは難しい社会状況にもなっております。その辺のところを何とぞ御理解のほう、よろしくお願いいたします。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 今回で4回目の質問であります。また同様の答弁をいただきました。5回、6回とまだまだこれから行政当局の考えが変わるまでやっていきたいと思っております。

以上で私の質問を終了いたします。

○島軒純一議長 以上で2番工藤正雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

~~~~~

午後 1時01分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、市立病院の建設事業に係る基本計画について外2点、6番山田富佐子議員。

〔6番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○6番（山田富佐子議員） 皆さん、こんにちは。公明クラブ、山田富佐子でございます。本日、寒い中、傍聴に来ていただいた市民の皆様、本当にありがとうございます。

12月一般質問は、私で最後となりました。一昨日、同期の相田光照議員から、一般質問のトップバッター、そして最後の大トリをしたことがないとの話がありましたが、私は、実は8年前、議員になり1カ月後の平成23年6月、何とトップバッターをさせていただきました。手も足も声まで震えながら質問をしたことが忘れられません。そして、今回、平成30年最後の大変意義ある12月議会では大トリで、大変緊張もしておりますが、最後を締めくくめるような質問をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。相田光照議員におかれましては、来年3月の一新会、代表質問に立たれると必ずやトップバッターになれるので、3月を楽しみに頑張っていただきたいと切に思うものです。

一般質問も、最後になりますと返答も重なることが多々あると思いますが、きょう傍聴に来ていただいた市民の皆様は初めて聞くことであり、当局の誠意ある御返答をよろしくお願いいたします。それでは、質問に入ります。

民生常任委員会では、2年間のテーマとして市立病院の常勤医が少なくなり、救急外来にも影響を及ぼし、医師の負担軽減対策が必要である。また、新病院建設と同時に、医師もふえるように、そして、米沢の地域医療を、市立病院を守っていくにはどうすればいいのかという視点で取り組んできました。

栃木県小山市や富山県南砺市では、病気の緊急度を適切に判断するためのセミナーを開催した

り、コンビニ受診解消など、行政や病院任せでは地域医療は守れない、地域住民もみずからできることをやろうとの意識が高まり、「地域医療を守り育てる会」が発足しました。

委員会では、昨年に引き続き「地域医療を育てるために～市民ができること・行政ができること～」のテーマで議会報告会を行いました。市民の意識の醸成は一朝一夕にはなし得るものではありません。市民、そして私たち議員も新病院への期待は高く、職員にとっても働きやすい病院を一日も早く建設していただきたいと思います。

1、市立病院の建設事業に係る基本計画及び今後の経過についてお伺いをいたします。

市立病院は、置賜二次保健医療圏の基幹病院として急性期医療を担ってきました。しかし、建物は、外来管理棟が築50年以上、病棟は30年以上が経過し、老朽化や狭隘、耐震化の問題、医師不足と医師の高齢化などの課題があり、病院建設は喫緊の課題となっています。

当初の予定では、ことしじゅうに基本計画を策定し、12月にはパブリックコメント、さらに修正、来年の1月末には計画の完成予定でしたが、予定より2カ月ほどおくれ、最終的には3月末を計画完成としたいとのことが委員会協議会で話がありました。

この基本計画は、市立病院の建設の根幹をつくる計画と考えますが、どのような内容が含まれているのかお伺いをいたします。

本市の人口は、住民基本台帳では平成22年8万8,038人、平成27年8万4,082人、そしてことし平成30年11月1日では8万1,024人です。この8年間で何と7,014人が減少し、単純に考えても病院開設の5年後である2023年には約7万7,000人を下回ることが予想されます。人口減少は、大まかに考えると税収が減少し、米沢市の財政、お財布の中身が少なくなると考えられます。国からの交付金などもありますが、国自体も経済が不安定な

中で、地方へ配分する金額も減ってきています。

昨年、民生常任委員会では、ローコストの病院建設、企業債の借入れを最小限にするために建物の建築コストを最小限にすることを行った岐阜県下呂市立金山病院を視察してまいりました。この視察には、渡辺市立病院事務局長も一緒に視察されていますが、本市の財政状況が厳しい中、ローコスト病院建設についてどのような視点、工夫など考えているかについてお伺いをいたします。

また、病床1床当たりの建設単価及び建設費用の試算をされているか、また、現在、内部留保金は幾らあるのかをお伺いしたいと思います。

次に、市民の意見をどのように取り入れていくのかについてですが、病院事業管理者は、ことし3月、基本計画策定において、市民の皆様の御意見を伺いながら良質な医療の提供ができるように考えていくと言われておりますが、多様な方の多様な意見を聞くパブリックコメントと同時に、市民の生の声を聞く意見交換会も重要ではないかと考えます。今後、どのように市民の意見を取り入れていくのかについてお伺いをいたします。

次に、医療的ケア児の支援についてお伺いします。

このことについては6月も質問しましたが、さらにこのたび文芸会を代表して質問をさせていただきます。

文芸会は、議員2期生の同期会で、定例会ごとに勉強会や視察を行い、議員力向上のために研さんを行っています。木村芳浩副議長、堤郁雄監査委員、齋藤千恵子議員、相田光照議員、中村圭介議員、山田富佐子の6名です。

兵庫・大阪を視察し、昨年9月、相田光照議員が米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画について、また、中村圭介議員は公共施設等総合管理計画に関する質問を会を代表して質問いたしました。文芸会が、人工芝サッカー場・ナセBA建設時に、人工肛門や人工膀胱等のオストメイト



対応の多目的トイレの設置を提案し、実現することができました。本年6月には、市長に「公共施設管理についての政策提言書」を提出させていただきました。文芸会は、学ぶ・行動する・政策を実現する新進気鋭の集団であります。

皆様御承知のとおり、医療的ケア児とは、人工呼吸器の装着、たんの吸引や経管栄養等日常生活を営むために医療を要する状態で、全国では1万7,000人と推計され、10年前に比べ1.8倍増加しています。本市においては、6月現在で7名の医療的ケア児がおり、歩ける児童から寝たきりの児童までと障がいの程度はさまざまです。

平成28年児童福祉法が改正され、医療的ケア児の支援が自治体の努力義務とされました。私も、医療的ケア児がふえてきていることを実感し、助かった命、可能性のある子供の未来について、早く手を打たなければならないと切に感じ、再度質問をいたします。

6月の部長の返答は、現在、本市には保育や療育の場として未就学児の医療的ケア児を受け入れる施設はない、これは受け入れるための看護師等の配置が必要で人材確保が困難のためと。また、第1期障がい児福祉計画の目標として、平成30年度末まで医療的ケア児の支援の協議の場を設置し、課題や対応について協議していくとの返答でしたが、この協議の進捗についてお伺いをいたします。

全国的には医療的ケア児が増加しており、保護者からの保育・療育の要望が増加している中、市は今後どのように支援していく考えなのかについてもお伺いをしたいと思います。

そして、本年9月、米沢市に未就学児を対象とした医療的ケア児の療育・保育の施設が開園いたしました。早速、文芸会のメンバーで視察と意見交換会を行いました。子供の発達に沿った個別プログラムの作成や遊びから子供らしさや成長を支え社会性を身につける場、また、保護者の介護の負担軽減やコミュニケーション、相談の場があ

り、子供と保護者両方を支援していることに大変共感をいたしました。現在、米沢以外の高畠・川西町からの子供たちも通所しています。看護師や作業療法士、保育士、教諭や介護福祉士の資格を持ったスタッフが配置されていました。

今、必要であるけれども、本市では人員確保や財政的課題により設置できない施設について、市として支援できないかをお伺いいたします。

次に、放課後児童クラブの支援についてお伺いいたします。

放課後児童クラブは、平成23年、今から7年前、23施設でしたが、年々施設が増加し、現在は36施設38支援単位として急激に増加しています。利用児童数も年々増加し、現在登録児童は1,389人と聞いております。働く親たちの強い願いにより始まり、少子化対策、仕事と子育ての両立支援によって欠かせない重要な政策であると思います。

中川市長は、放課後児童クラブの重要性を理解され、市議会議員のときには米沢市学童保育促進議員連盟を立ち上げられました。また、県議会議員時代には、全国学童保育の研修会に積極的に参加され、全国の学童保育の状況や設置状況なども広く理解され、未来を担う子供たちの安全・安心の居場所である放課後児童クラブについて熱い思いがあり、米沢市の学童保育の強い味方で、公設民営化を推進し取り組んでこられたと認識しております。

本市は、保護者が必要に迫られて民設民営で民家やアパート、空きビルを利用して運営していることが多い現状であり、老朽化を来している施設も大変多くあります。

国は、平成31年度まで30万人分を新たに整備する。そして、新たな放課後児童クラブを整備する際は、学校施設を積極的に活用すること、新たに開設するクラブの80%を小学校で実施するようにとの文科省からの通達がありましたが、市長公約の公設民営化は進んでいるのか、そのことについて現在の進捗状況についてお伺いをいたしま

す。

平成27年子ども・子育て支援新制度が施行されました。クラブ運営に係る事務作業について、各地方自治体が行っている給付事務について、導入後負荷がかかっていることや、自治体により書類提出の様式や手続方法に違いがあって、事務作業で多忙、煩雑な作業になっていることについて、国も指摘をしています。各クラブの要望書の中にも、事務量が非常に増加し、支援員は子供の保育に係る時間を制限されたり、支援員が分担しながら事務作業を行うことも多々あり、提出期限によっては勤務時間以外の事務作業になることがあるとのことでしたが、この実態について行政は把握されているのでしょうか。また、解消のための対策についての考えもお伺いしたいと思います。

次に、施設の除排雪の支援についてお伺いいたします。

本市は、特別豪雪地帯に指定されており、屋根の雪おろしや除排雪作業、出入り口の除雪など、冬期間の施設の運営は多くの労力や時間を伴い、なれない除雪機の運転により事故や支援員の腰痛などの可能性もあります。特に昨年度は、大雪、低温のため市民生活も大変だったわけです。施設の支援員からは、正月連休明けは朝4時に来て雪片づけを行った。そうしなければ、朝7時半からの登園に間に合わない状況だったとのことのお話もお聞きしました。

米沢市の子供たちがどこのクラブに入っているも平等に、そして安全、安心な居場所の提供、また、支援員が保育に専念できる職場環境を整えることの責任は行政にあると思います。本市の将来を担う子供たちのために、また、働く保護者のためにしっかりとの方針を出すこと、安全な保育環境を確保するために地域や施設に応じたきめ細やかな除排雪対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、市立病院の建設事業に係る基本計画に関する質問にお答えいたします。

お尋ねの新病院建設の基本計画の内容としましては、前回の基本計画策定時の例で申しますと、まずは、建物の配置等の全体的な計画と各部門の計画を策定します。各部門とは、入院部門、外来部門、救急部門、手術部門、薬剤部門、検査部門などであります。そのほかに医療機器の整備方針、医療情報システムの整備方針、基本設計から建設工事までの発注方法、新病院開設後も含めた収支計画などを取りまとめた構成になると考えております。

それぞれの部門ごとの計画では、初めに運営方針を定め、次に業務概要において主に病床数、病棟・病室の数、診察室などの諸室の数を設定し、他部門との連携、運営体制などを明示していき、最後に設計と条件として基本設計に係る条件等を示してまいります。

次に、ローコストでの病院建設などについてのお尋ねにお答えいたします。

まず、建設単価につきましては、震災復興や東京オリンピックによる建設事業の需要増加に伴い増加傾向にあります。東京オリンピックが終わった後においても、極端な下振れは期待できないような予測がなされております。新病院建設の建設単価につきましては、基本計画や実施設計を進めていく中で収支計画という形でお示ししていくこととなりますが、現時点では、民間病院などを含めた実績平均より若干高目に見積もり、1平米当たり45万円程度と見込んでおり、建物を300床、2万4,000平米と想定しておりますので、1床当たり約3,600万円となり、全体では180億円から200億円となります。

なお、今後の働き手不足による人件費の高騰や消費税増税による物価の動向などを注視しながら、適時単価を見直してまいります。

また、内部留保金についてもお尋ねがありましたが、平成29年度決算では約2億6,500万円となっております。

新病院建設の事業費につきましては、前回の基本計画策定時においては医療系のコンサルタントのみに委託しておりましたが、今回は、建設系のコンサルタントであるコンストラクション・マネジメント事業者にも委託し、基本計画の段階からローコスト建設を考慮しております。

また、建設方法につきましても、建物の全てを起債や補助金など独自の資金で建設するといった従来の考え方のほかに、PFIに似たようなものとして病院の敷地を事業者に貸し付けるという事業がありますが、その内容としては、調剤薬局など民間事業者が主体となってテナントを集め、食堂、会議室、給食部門などを集約した両病院共同の施設——両病院というのは市立病院と三友堂でございます——いわゆるサプライセンターなどを病院敷地の一角を貸し付けて施設の建設から管理まで一括で行わせるといったことを検討しており、この事業が実現した場合には、本来、病院側で整備しなければならない施設の一部を事業者が整備することになるため、具体的な規模や内容はこれからの協議となりますが、10億円単位で事業費を節減できるものと期待しております。

次に、市民の意見を取り入れる方法についてお答えいたします。

このたびの基本計画の策定におきましては、その前段で三友堂病院との機能分化・医療連携の協議に相当な時間を割きましたので、予定よりも2カ月程度おくらせておりますことから、1月下旬に素案を議会の皆様にお示ししまして、2月にパブリックコメントを実施し、3月までには基本計画を策定したいと考えておりますので、市民からの御意見は、これまでも日常的に患者さんなどから投書という形でさまざまな御意見を頂戴しておりますので、それらを可能な限り基本計画に反映

していければと考えております。

また、意見交換会という形とは若干違っておりますが、今後、建設に関する説明会などをパブリックコメントの前に開催する予定でありますので、そのような場で市民の皆様からの御意見などを頂戴しながら進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 医療的ケア児の支援についてお答えいたします。

医療的ケア児支援の協議の場の設置状況と今後の協議をどのようにするかについてであります。

平成30年3月に策定いたしました第1期米沢市障がい児福祉計画において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度末までに設置するとしております。

本市では、平成21年度より障がい者及び障がい児の支援に関し協議する場として米沢市地域自立支援協議会を設置しており、その中にさまざまな課題別の専門支援部会を設置しております。その一つとして、障がい児の支援に関する協議の場である子ども支援部会を設置しており、本部会を医療的ケア児支援の協議の場と位置づけたところです。

子ども支援部会の委員構成といたしましては、相談支援事業所及び障がい福祉サービス事業所など障がい福祉分野を初め、保健・医療・保育・教育などの各分野の関係者等で組織しております。

今年度は「医療的ケア児の支援に向けて」をテーマに平成30年9月18日に子ども支援部会の第1回目の会議を開催しております。この会議では、各団体の現状や取り組み等の説明を受け、さまざまな課題について共有を図ったところであります。

す。顔の見える関係性を構築できたことは、日々の業務で連携を図る上で一步前進できたと思っていますところでもあります。2回目の会議を12月中に予定しておりますが、医療的ケア児の具体的な支援策の検討について、今後も継続して協議していきたいと考えております。

続きまして、在宅の医療的ケア児の成長や発育、親の負担軽減のため必要な保育・療育両面での支援施設についての市の考えについてお答えいたします。

児童福祉法における障がい児通所支援は、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進等を目的としています。お子様が児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などの障がい児通所支援事業所に通所している間は、保護者の時間が確保でき、二次的に負担軽減になっている一面もありますが、保育を第一目的とはしていないため、保護者が希望する保育内容や時間には適さない場合があります。

また、児童発達支援事業所としては1カ所、放課後等デイサービス事業所としては2カ所で医療的ケア児を受け入れています。多くの事業所では、看護職員が配置できず、医療的ケア児を受け入れられない現状にあります。

家庭においてさまざまな医療的ケアが必要なお子様の御家族は、昼夜を問わず一日に何度もたん吸引や体位変換等を実施しなければならず、その負担は非常に大きいこと、また、一人一人の発達に合わせた個別の支援が必要なことから、支援施設の必要性は認識しているところでもあります。医療的ケア児の療育の場は今後ますます必要になってくることが予想されますので、施設等の基盤整備に向けて県や民間事業所と連携を強化していきたいと考えております。

続きまして、医療的ケア児の支援施設に対し事業が継続できるように市として支援できないかについてお答えいたします。

現在、市内の障がい児通所支援事業所で看護師を配置し医療的ケア児を受け入れている事業所は2カ所です。そのうち1カ所は放課後等デイサービスのみの実施で、もう1カ所は児童発達支援と放課後等デイサービスを実施しております。なお、近隣市町で医療的ケア児を受け入れている事業所は、まだないといった状況であります。

慢性的な看護職不足の中、看護師を配置し事業を運営していくためには、さまざまな苦労があることも承知してございます。一方、看護職でなくても、居宅介護等のサービスを行うヘルパーが喀たん吸引等の研修を受けた場合は喀たん吸引が行えますが、市内では実施できる事業所がまだない状況です。

このため、看護職配置やヘルパーによる喀たん吸引等の実施等について、各事業所に働きかけていくとともに、こういった障がい福祉サービス事業所で抱える課題を市全体の課題に位置づけ、地域自立支援協議会で関係機関がお互いに知恵を出し合い、長く継続して事業を実施していくための方法を検討していきたいと考えております。

次に、放課後児童クラブへの支援についてお答えいたします。

これまで市では、各学区における放課後児童クラブ設立の地域事情が異なることから、既存の放課後児童クラブの運営主体の意向を尊重して放課後児童健全育成事業を実施してまいりました。平成27年度の子ども・子育て支援新制度導入後は、市で放課後児童クラブの設備及び運営に関する条例を定め、児童1人当たりの面積基準、職員配置基準、備えなくてはならない設備など公設、民設に関係なく一定の環境が確保されている状況にあります。また、既存の放課後児童クラブには、放課後児童クラブ用として施設を整備しているクラブもございます。

最近の公共施設の利用については、平成29年度の敬師児童センターから山上コミュニティセンターへの移行の折、敬師児童センター学童クラブ

がそのままコミセン内に入り、敬師学童クラブとして新たなスタートを切っております。また、南原中跡地の利活用においても、南原コミュニティセンターの移行に合わせ、地区内にある放課後児童クラブも併設を検討しているところであります。

放課後児童クラブの公設化については、運営主体の意向や地域事情、小学校の適正規模・適正配置等を考慮しながら総合的に判断し、可能な施設から個別に対応していきたいと考えております。

クラブ運営に係る事務作業についてです。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が導入され、放課後児童クラブに対する期待の高まりとともに、財政支援の大幅な拡充が行われてきたところです。放課後児童健全育成事業業務委託料につきまして1クラブ当たり平均すると、新制度導入前の平成26年度は約670万円、導入後の平成29年度は約980万円と、平成29年度のほうが約1.5倍に公費負担が増加しております。

その一方で、運営基準の条例化により義務的基準が定められるなど、放課後児童クラブに求められるものも大きくなってまいりました。このような状況の中で、適正な経理や安定した運営のため求められる資料等もふえ、事務量が増加し対応に苦慮されている運営主体が見受けられるのも確かなことであります。

本市としては、事務の負担感がどのようなところにあるのか、できる限りのサポートや助言をさせていただいているところであり、今後も引き続き取り組ませていただきたいと考えております。

施設の除排雪の支援についてですが、他の児童福祉施設同様に、放課後児童クラブ敷地内の除排雪は、原則として各運営主体で対応していただきたいと考えております。除雪作業の負担軽減のため、放課後子ども環境整備事業の中の放課後児童クラブ環境改善事業費補助金を活用して、除雪機を購入していただき、除雪作業の効率化を図っていただくことも可能となります。

現在、本市では、各クラブに伺い意向調査を行っておりますが、その中でさまざまな要望が出ております。各クラブの収支状況などを確認しながら、また、運営状況に応じて必要があれば指導しながら、今後とも各クラブの意向に沿って活用できる補助金の助言などを行っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、市立病院の建設について伺いをいたします。

病室のベッドの配置について、今、基本計画の中では病床数であったり病室の部屋数とかも検討しているというお話も先ほど伺いましたが、今現在、市立病院は6床室、4床室、2床室、個室などがありますが、個室以外はベッドと隣のベッドの間はカーテンで仕切られておりまして、窓側以外は暗くて狭い。特に真ん中のベッドの患者さんは、右と左から圧迫感があって大変つらい状況にあります。入院経験のある方はこの状況を理解できると思います。

また、2床室でも、奥の患者さんが車椅子やベッドで病室から出てくる場合にも、手前の入り口の患者さんのベッドにぶつかったり、はたまたベッドを斜めにして出てきたりとか、本当に2床室の患者さんも大変な状況です。

また、入院患者さんの中で、例えば男性と女性に分かれていますけれども、季節によって男性がすごく多くなったり、または、感染症の発症が多くて男性が多くなったりとなってくると、大部屋の患者さんを移動してそこを急遽新しく男性部屋にするなど本当にすごい労力がかかるわけです。患者さんでも大変な思いをします。

それで、私としては、やはり個室を多くする考えがいいのではないかと考えておりますが、あと

は個室以外の部屋でも明るさを取り入れられるような病室づくりなどを検討していただきたいと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 お答えいたします。

個室の数につきましては、特別の療養環境の提供に関する基準というものがあまして、地方公共団体が設立した病院では、病床数の3割以下にしなければならないと定められております。なお、全て個室にして料金、すなわち差額ベッド代を3割分しかいただかないという方法もありますけれども、個室をふやすということは、建設する場合に建物の面積に大きく影響し、その分事業費が膨らむということになりますので、個室の数につきましては、基本設計の段階から事業費などを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

また、大部屋につきましては、最近の傾向としては4床部屋が一般的となっております。先日、いわきの新しい病院を回りましたが、やはり4床室が最大の部屋ということになっておりました。他の病院の事例では、設計の工夫で各ベッドへの光の取り入れ方やプライバシーに配慮した間取りになっているものもありましたので、こちらも基本設計の段階から検討して、プライバシーや採光、あるいは周りの患者さんとの関係が悪くならないような形で設計をしていければと考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） 全体の病床数の3割以下ということになってきますと、おのずと数が出てくるわけですが、それに見合った分のぎりぎりのところまで個室はつくるというお考えでよろしいのでしょうか。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 はい、そのように考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○6番（山田富佐子議員） 米沢市立病院は、今後急性期医療を目指していくということになっているわけですが、やはりそう考えると、今現在、平均在院日数がどれくらいか、私は確かな数は持っておりませんが、多分十二、三日くらいになっているのかと思います。そう考えますと、少しでも急性期のぐあいの悪い状態のときには、やはりプライバシーが保護されたり、また、ゆっくり休めるような療養環境を整えるということも、私は1つ急性期病院では必要なことではないかと考えるところです。

それで、聖路加国際病院などは、その範疇にないのかもしれませんが、あそこはほとんどが個室となっております。ただ、減免措置であったり、個室の金額等も高くはなっております。ただ、今回、米沢市立病院が急性期を目指していくと考えたときには、急性期の患者さんの入るお部屋が、やはりゆっくり休んでもらえる、療養してもらえような療養環境を整えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もう一度お願いいたします。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 今、山田議員がおっしゃっているような方向で考えていきたいと思っております。療養環境が非常に、患者さんにもいろいろな御希望がありますので、そういうものにできるだけお応えできるような病室をつくっていきたいと考えております。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番（山田富佐子議員） 先ほど壇上で述べましたが、米沢市の人口はもう本当にどんどん減ってきておまして、先ほど言いましたが、病院開院時ごろにはもしかすると7万7,000人くらいに減少する可能性もあるという状況の中で、これから生き残れる病院をどうやってつくっていくかというのが、私は大切な課題なのではないかと思えます。一番大切なことは、米沢市だけでな

くて、2市2町から患者さんに来ていただけるような病院。やはり市立病院に行けばいろんな専門性の高い医療が受けられるとか、優しく話を聞ってくれるドクター、そして声をかけてくれる看護師、新しい病院とか本当に設備も整っているという、本当に療養環境がこれから新しくなることによってすごく整ってくるような気がします。そう考えると、やはり市立病院は、米沢市だけの人口ではなくて、やはり2市2町から来ていただけるような病院をつくっていかないと、なかなか私は収益が上がっていかないのではないかと心配をしているところです。

それで、実は先日、市立病院の泌尿器科の長岡副院長にお会いする機会がありました。長岡先生の許可をいただきましたので、御紹介させていただきたいと思いますが、実は、皆さん御存じのとおり、前立腺肥大症という病気があるわけですが、この病気は50歳以上の男性に多く見られて、加齢とともに前立腺が尿道を圧迫して排尿障害を来すと。前立腺肥大症の治療は、薬物とか手術とか保存療法が主なわけですが、市立病院では現在、長岡先生がいらっしゃるから、東北で初めての経尿道的レーザー前立腺切除術という手術が行われております。

実は、私は看護師の現役時代に、泌尿器科病棟で術後管理も経験しておりますけれども、手術後は出血量が多くて、術後管理がすごく大変だったというのがすごく印象にあります。患者さんの苦痛もすごく大変でした。さらに、心臓疾患で一般的によく言われる血液さらさらにする薬を内服している場合は、手術前に血液の出血がしにくいようにということで内服を中止するわけですが、それでも出血量は多かったです。

そういう経験から、このレーザー前立腺切除術というのは、すごいすばらしい術式だなと私はすごく感心いたしました。出血は少ないし、痛みも少ないし、早期に社会に復帰できるという、本当にまさに、泌尿器科というのは本当にデリケ

ートな部分ではありますけれども、高齢化の時代には大変画期的な治療だと思います。

ほかにも尿路結石の治療も内視鏡的レーザーでやったり、女性外来もされているということで、市外とか県外に行かなくてもこの治療が米沢で完結できる。ぜひこの置賜の患者さんが、殺到されても困るのではありませんが、しかし現在、長岡先生がおっしゃるには、レーザーの機械は手術のときにリースで借りてくるんだそうです。だから、思うように借りられなくて、今まで去年の7月から月二、三例で大体50例くらいやられたとおっしゃっていましたが、やはりそういう機械を一日も早く購入していただいたり、また、その先生の手助け、先生は今一人でやってらっしゃるわけですので、そういう先生の負担も軽減するような対策をとっていただきながら、本当に米沢だけでなく、2市2町から患者さんに来ていただいて、そして市立病院の収益にもつながっていければ、先生自身のモチベーションも高くなってもっともっと仕事に励んでいただけるのではないかと私は思ったところですが、米沢市立病院は、PRなどはどのようにされているかお伺いをしたいと思います。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 今、長岡副院長の新しい手術方法について御紹介いただきましてありがとうございました。

そのほかにも、脳外科のほうでは、神経内視鏡という先端の技術を持っているドクターも来ておりますし、新しく耳鼻咽喉科に来られました齊藤先生は内視鏡を使った検査・治療等も行うということで、市民の皆様にも新しい、あるいは先端的な治療を提供できるようなことになっております。

そういうことを開業医の皆様、米沢市だけではなくて、近隣の医師会員の皆様のところにも御紹介をして、少しでもそういう治療をしているということを御理解いただいて当院で治療を受けてい

ただければと思っております、そういう意味でも、経営戦略のコンサルタントという方に4月から来ていただいてアピールをしているところでございます。

今後とも市立病院、急性期に特化した病院と変わっていくわけでありますので、そういう新しい技術・検査等ができるような医師に来ていただけるように頑張っていきたいと思っております。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番(山田富佐子議員) ありがとうございます。

やはり高齢化時代であり、また免許証も返納したりとなると、なかなか足がなくて、例えば置総であったり山形市に行ったりとなってくると、やはり米沢市の患者さんたちも市民も大変だと思います。この米沢市で治療ができるというのはすばらしいことだと思いますので、ぜひPRをしていただきたいと思います。

次に、医療的ケア児の支援について再度伺いをいたします。

先ほど部長からは、できない理由の中には財政的な面だったり、看護師などの専門職の配置が困難などという課題もありましたが、実は、長井市では先月、障がいや発達に課題がある未就学児及び小中高生の放課後デイサービスを対象にした置賜初の発達支援センターができました。そして、ここは医療的ケア児も保育しているんですね。母子同伴でということで医療的ケア児も保育しているようです。ただ、看護師が配置できないという課題もあるということも施設責任者からお伺いをしたところです。

市長は、国が提唱する「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現のために、アンケート調査や福祉の課題、ニーズの把握にも努めていくと以前話されておりました。全国的にも医療的ケア児の支援が高まってきておまして、新聞記事で見たり、報道等すぐくふえてきたと思います。

11月20日の山形県議会では、支援のための対応策協議の場の設置に向けて医師会を巻き込んで

始めるということが明らかに、先月の新聞で報道されていましたが、実はけさ、私はびっくりしました。山形県のホームページを見せていただきましたけれども、そこに平成31年度の当初予算の要望概要が出ておりました。そこに今回、医療的ケア児の支援についての予算要望が上がっております。これは新規事業で医療的ケアを必要とする児童に対する支援ということで、整備事業費600万円が予算要望になっていたというのをけさホームページで見まして、私も大変うれしく思ったところです。

実は、この事業概要では、各分野の支援を調整するコーディネーターの養成もするということでした。以前、私が6月の一般質問をさせていただいたときに、医療的ケア児の保護者があつちに電話したりこっちに電話したり、また、あつちに行ったりこっちに行ったりとなかなか大変な思いをしたと。やはりこうやって専門的なコーディネーターがいないと、なかなか保護者は、昼夜子供さんのたんをとったりとかいろんなケア、介護をしている中で大変なことだと思うんですね。その中で支援を調整するコーディネーターを養成するためのお金もここで使っていくんだということが上がってしまして、大変私はうれしく心強く思ったところです。

ぜひ県のほうにもさらに支援について強く要望とか、米沢市もこういうふうに行っているんだ、こういうふう補助を出してもらいたいとか働きかけをして、県の補助をいただきたいとか、とにかく強く要望、働きかけをしていただきたいと思いますけれども、部長、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 おっしゃったように、県のほうで協議の場を設置するという予定は聞いておりますし、市としても医療的ケア児に関する課題をそちらに報告させていただいて、県と市が連携して課題解決できるように要望していきたいと考えているところです。



○島軒純一議長 山田議員。

○6番(山田富佐子議員) ぜひ県のほうにも働きかけていただきたいのと同時に、できるまでの間、今回、米沢市で民間力で医療的ケア児の介護とか保育する場ができていますけれども、そういう施設に対して市の支援とかというのはできないものなのでしょうか、お伺いします。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 支援内容については、さまざまな条件があると思いますので、その辺のところをよく吟味して対応したいと考えてございます。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番(山田富佐子議員) 部長、よろしく申し上げます。ぜひ担当者と話し合いをしていただきながら、検討していただきながら、米沢市として看護師を配置することがなかなか難しいとか、財政的な問題があるという中で、自分たちの力で立ち上げたこの施設を、どうか米沢で継続して続けてもらいたいという思いで、何とか協議の場を設けていただけてお話し合いしていただければ、支援していただければと切に思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、放課後児童クラブの質問を行いたいと思います。

昨年6月、放課後児童クラブの質問をさせていただいたときに、市長からは、地域でどうしても学校で空き教室で学童を始めたい、やりたいというのであれば、その学校ごとに相談に応じる、また、学校が難しい、難しいと、問題があるとばかりは言っていられないと思うので、よく精査しながら取り組んでいかなければならないと考えますという返答をいただきましたが、例えば、今現在、興譲小学校は、生徒数がすごく少なくなりまして、今年度は1学年1学級と聞いております。そうなったときに、空き教室が出ているわけですので、そういう空き教室を利用して学童、公設民営化、米沢市のやはりモデルとなれるような公設

民営化をここにすることができないかどうか。例えば、来年度中に空き教室を利用して使用することができないかどうかお伺いをしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 今、興譲小学校の例を出していただいたわけであります。具体的にそういった興譲小学校の空き教室を利用して学童できないかというような話も実は、私のところではなく、教育委員会のほうに入っているようでありますので、そこはいろいろと条件、学童クラブを設置するために学校ならではのクリアしなければならない部分もございますので、そういったものをクリアしてなるべくそういった学童クラブ設置者、そしてクラブ全体の皆さん方の声を反映していきたいと、このように考えております。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番(山田富佐子議員) よろしく申し上げます。

ただ、やはり興譲小学校のところの学童というのは、本当に老朽化してしまして本当に待ったなしというか、本当に大変な状況の中で学童を運営して、狭いし施設も老朽化してということで大変な状況なわけです。それで、何とか早くできないものかと。ぜひ、市長、市長の公約ですので、ぜひ来年度中までに何とかこれを形にしてもらいたいなと私は思います。ただ、米沢市も財政的な問題もあるのかもしれませんが、学校を使うということで、学校の問題もありますけれども、財政的な問題もあるかもしれませんが、実は学童の施設整備費ということで、学校敷地内で創設する場合には5,297万円の補助が出るという国の補助があるわけです。こういうメニューもあるわけですので、何とかやはりこういうのを使って、来年、再来年と先送りするのではなくて、今大変な学童、米沢市の子供たちのために、何とか早く整備するようにという努力はできないものか。もう一度お伺いをしたいと思います。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 ただいま御提示いただいた資金のほうにつきましても、内容をよく精査して使えるものであれば使ってという形で進めてまいりたいと考えてございます。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番（山田富佐子議員） そうすると、この施設整備費が使えるかどうかというのは、まだわかってらっしゃらないということなんですね。

やはり、こういうふうにせつかく国の補助メニューがあるわけですから、しっかりとアンテナを張って、やはり少しでも、公設民営化と市長が訴えているわけですから、市長に呼吸を合わせながら米沢市の学童を前に進めるような仕事をしていただきたいと私は思います。

次に、除排雪について質問をさせていただきます。

先ほども壇上で言いましたけれども、本当に支援員が保育に専念できるような職場環境を整えることは、私は行政にあると思います、責任は。例えば、児童センター内とかコミセンの中に入っている、また、塩井小学校の放課後児童クラブなどは、除排雪について何らかの支援を受けているのではないかと思いますけれども、その辺のそういうところの施設の除排雪について、市からは支援は入っていないのかどうか伺いたいと思います。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 大変申しわけございませんが、そこの中身については詳細を承知してないところでございます。

○島軒純一議長 山田議員。

○6番（山田富佐子議員） 済みません。米沢市の子供たち、やはり平等に扱ってもらいたいなど。中央の子も、ちょっと中央から離れた子も、また、コミセンに入っている子も、学校の敷地を利用している子供たちの除排雪については、やはり支援員も大変だし、支援員の思いに本当にもっともっと耳を傾けながら行政は取り組んでいただきたい

いと節に要望するところであります。部長、これから精査をしていただいて、ぜひ後で御報告などいただければと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○島軒純一議長 以上で6番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

~~~~~

午後 1時59分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

.....

日程第2 議第86号（仮称）米沢市上郷  
防災センター（兼米沢市上郷コ  
ミュニティセンター）新設建築  
工事請負契約の一部変更につ  
いて外7件

○島軒純一議長 日程第2、議第86号（仮称）米沢市上郷防災センター（兼米沢市上郷コミュニティセンター）新設建築工事請負契約の一部変更についてから日程第9、議第93号平成30年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）までの議案8件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 ただいま上程になりました議第86号から議第93号までの8案件について説明いたします。

初めに、議第86号（仮称）米沢市上郷防災セン

ター（兼米沢市上郷コミュニティセンター）新設建築工事請負契約の一部変更について説明いたします。

本案は、平成30年6月定例会で議決いただき現在施工しております（仮称）米沢市上郷防災センター（兼米沢市上郷コミュニティセンター）新設建築工事について、完成日を平成31年1月23日から平成31年3月20日に変更いたしたく、提案するものであります。

次に、議第87号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、常勤の特別職の職員及び議会議員並びに病院事業の管理者に対して支給する期末手当の支給割合を変更するため提案するものであります。

次に、議第88号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額の変改、勤勉手当の支給割合の変更等をするため提案するものであります。

次に、議第89号から議第93号までの補正予算5案件について説明いたします。

議第89号平成30年度米沢市一般会計補正予算（第5号）は、給与改定や会計間異動等に伴う職員給与費及び特別会計繰出金などとして2,671万3,000円を増額補正しようとするものであり、この結果、補正前と合わせた一般会計の予算総額は377億8,846万3,000円となります。

これらに伴う財源といたしましては、一般財源として財政調整基金繰入金を増額補正しようとするものであります。

次に、特別会計であります、議第90号平成30年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）、議第91号平成30年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）、議第92号平成30年度米沢市介護保険事業勘定特別会

計補正予算（第2号）及び議第93号平成30年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定及び会計間異動等に伴う職員給与費を補正しようとするものであります。

以上、提案いたしました各議案につきまして、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**○島軒純一議長** ただいまの市長説明に対し、総括質疑を許可します。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○島軒純一議長** なければ、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案8件は、会議規則第37条第1項の規定により、配付しております議案付託表（追加）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は、会議日程により慎重審査の上、来る12月19日の本会議にその結果を報告願います。

.....

散 会

**○島軒純一議長** 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時05分 散 会

